

(審査案件：諮問第 11 号)

答 申

第 1 審査会の結論

石垣市長が行った平成 28 年 12 月 5 日付け公文書部分公開とした決定については、①請求の対象と、公開決定の対象が異なる点、②公開すべき文書が全て公開されなかった点の 2 点において妥当ではなかった。ただし、②の点については、平成 29 年 5 月 26 日付けの公文書公開決定も含めば、現時点では全て公開されている。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 28 年（2016 年）11 月 24 日、審査請求人は、石垣市情報公開条例（平成 13 年石垣市条例第 23 号。以下「条例」という。）に基づき、「2016 年 5 月 27 日から 2016 年 11 月 24 日までの防衛省、沖縄防衛局、自衛隊沖縄地方協力本部と石垣市（市長、副市長、関係部局）との訪問、協議、連絡などの記録、資料すべて」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成 28 年（2016 年）12 月 5 日、石垣市長（以下「実施機関」という。）は本件請求に対し「条例第 7 条第 2 号」に該当することを理由として、公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成 29 年（2017 年）2 月 3 日、審査請求人は、本件決定に対し「平成 28 年 10 月 28 日に開催された公開討論会に係る協議、連絡などの記録が不存在とは容認できない」との理由で審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」及び「決定理由説明書に対する意見書」で行った主張はおおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

公文書部分公開決定が通知されたが、それぞれの面談日時のみが部分公開されたのみで、平成 28 年 10 月 28 日開催の公開討論会には、防衛省関係者が待機しており、資料も配布された。これらのことは、当然、連絡、協議がなされたものと考えられ、それらの協議、連絡

などの記録が不存在とは容認できない。

2 決定理由説明書に対する意見書における主張

本年5月24日付決定理由説明書では、本件公文書部分公開は妥当であると説明されているが、そのわずか2日後の5月26日に、審査請求の趣旨及び理由で述べた連絡文書が公文書公開審査請求決定書、公文書公開決定通知書によって公開された。結果として公開されたが、審査請求人が請求したのは、本年2月3日である。この間何度も、本市総務課にどうなっているのか尋ねたが、審査会委員の日程調整中とのことで、請求後4か月近くも手続が滞った原因と責任はどこにあるのか。市民からの申し立てに速やかに対応するのが行政の基本ではないか。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「決定理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

平成28年10月28日開催の公開討論会に関する協議、連絡について、記録が不存在である理由は、当該協議、連絡が、口答（電話、打ち合わせ等）により行われたものであり、条例第2条第2号の規定する公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。）に該当するものはなく、当該記録に係る公文書は保有していない。当日配布された資料は、広く市民に配布されたものであり、条例の適用外に当たる。

よって、審査請求のあった平成28年10月28日開催の公開討論会に関する協議、連絡に係る記録については存在せず、公文書部分公開は、妥当である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、条例第7条の規定により非公開情報とされる場合を除き公開しなければならず、条例の解釈・運用にあたっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下のとおり判断するものである。

2 本件請求対象文書の特定

本件請求対象文書は、「2016年5月27日から2016年11月24日までの防衛省、沖縄防衛局、自衛隊沖縄地方協力本部と石垣市（市長、副市長、関係部局）との訪問、協議、連絡などの記録、資料すべて」である。

本件決定は、平成28年12月5日付けで、条例第7条第2号に該当するとし、公文書部分公開決定されたものである。

実施機関に確認したところ、審査請求人より、公文書公開審査請求書を受け、再度、審査した結果、請求人から本件審査請求に係る平成28年11月24日付け公文書公開請求と同日に、本件とは別に公文書公開請求（請求件名：2016年10月28日開催の「自衛隊配備にかかる公開討論会」の記録及び防衛省出席者名簿とアンケート結果について）があったため、本件請求から「公開討論会」にかかるものを除くものとし、処理を行っており、沖縄防衛局長あて、自衛隊配備に係る公開討論会への出席依頼文が公開されていないことが判明したため、改めて平成29年5月26日付けで、該当文書を公文書公開決定している。

ここで公開された文書として以下の文書が確認された。

- i 日誌
- ii 自衛隊配備に係る公開討論会への出席について（依頼）

このことから本件請求対象文書は上記 i 及び ii の文書と特定する。

3 判断の理由

本審査会は、実施機関が本件決定を行ったことについて、審査請求人及び実施機関に対し、提出文書等により事実確認を行った。

(1) ①請求の対象と、公開決定の対象の同一性について

実施機関が行った、申請に対する請求文書の特定についてであるが、そもそも、公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」と、公開決定通知書の「請求のあった公文書の内容」は、一致したものでなければならず、すなわち、①請求の対象と、公開決定の対象は同一でなければならない。

なぜならば、請求の対象と公開決定の対象が異なってしまうと、公開すべき文書が公開されない結果が生じやすくなることはもちろん、請求人にとっても、自分の請求した文書について検討されていないとの疑念を生じさせることになるからである。

実際、本件においても、「2016年5月27日から2016年11月24日までの防衛省、沖縄防衛局、自衛隊沖縄地方協力本部と石垣市（市長、副市長、関係部局）との訪問、協議、連絡などの記録、資料すべて」が請求対象であったにもかかわらず、実施機関が「2016年5月27日～2016年11月24日までの間で、市長・副市長と防衛省及び自衛隊関係者との面談日時及び本省や外部での面談日時」のみを公開対象としたために、平成29年5月26日付け公文書公開決定によって公開された文書が公開対象から漏れており、かつ、審査請求人も「協議、連絡についての文書が存在しない」との疑念を表明する結果となって

いる。

(2) ②公開すべき文書が全て公開されたか否かについて

本件請求対象文書 i 日誌について、条例第 7 条第 2 号に該当するとし、部分公開としたことについて、審査会において、インカメラ審査を行い、改めて、実施機関が部分公開した部分以外の内容を確認したところ、当該部分については、個人の氏名等、条例第 7 条第 2 号に該当する部分であること、また、本件請求内容以外の部分であることを確認した。よって、i 日誌の部分公開決定については、妥当であると判断する。

ii 「自衛隊配備に係る公開討論会への出席について（依頼）」については、平成 29 年 5 月 26 日の公文書公開決定をもって公開されており、現時点において、本件請求に対する公文書は全て公開されていることになるが、公開決定までに約 4 か月もの時間を要している点については、実施機関の対応に問題があったと言わざるを得ない。

4 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 実施機関の対応について

情報公開制度は、市民の知る権利に応えるものであり、そのためには市民が知りたい情報をスピーディーに入手できるような実施機関の対応が求められる。

この点をより具体化したのが、条例第 11 条であり、公開決定の期限を「公開請求のあった日から起算して 15 日以内にしなければならない。」とし、「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を公開請求のあった日から起算して 30 日以内に限り延長することができる。」と規定している。本件においては、実施機関が請求対象文書の特定を誤った事などにより、最終的に公開すべき全ての文書が公開されるのに約 4 か月を要しており、この点、情報公開制度の目的に沿った対応であったとは言い難い。

また、実施機関が審査請求から審査会へ諮問するまでの期間も、上記情報公開制度の目的に照らせば、できる限り短期間となることが望ましい。本件において、審査請求から諮問までに 4 か月程度を要した事は、諸々の事情があったにせよ、市民の権利利益の迅速な救済に影響を与えるおそれがあり、今後はできる限り早期に諮問がなされるべきと考える。

以上のように、今後、実施機関においては、情報公開制度の趣旨・目的に沿い、迅速に対応する事を求める。

第6 審査経過

平成29年（2017年） 5月23日 実施機関から諮問書を受領
5月24日 実施機関から「決定理由説明書」を受領
6月 5日 審査請求人から「決定理由説明書に対する意見書」
を受領
6月 9日 審議（第1回）
（実施機関から意見聴取）
7月14日 審議（第2回）
（審査請求人及び実施機関から意見聴取）
8月 3日 審議（第3回）
8月25日 審議（第4回）
9月19日 答申